

左ノ通改正シ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第三條第一項中「林産物検査所検査員」トアルヲ「林産物検査吏員」ト改ム

様式中「林産物検査所長」トアルヲ「鳥取縣知事」ニ改ム

◇鳥取縣令第四十號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十六號木炭検査規則中左ノ通改正シ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第九條中「林産物検査所吏員」トアルヲ「林産物検査吏員」ト改ム

◇鳥取縣令第四十一號

昭和十八年六月鳥取縣令第四十號鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則中左ノ通改正シ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

細則中「林産物検査所支所長」トアルヲ「地方事務所長」ニ改ム

◇鳥取縣令第四十二號

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林産物検査手数料規則中左ノ通改正シ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第九條中「林産物検査所長」トアルヲ「知事」ニ改ム

第十二條中「林産物検査所吏員」トアルヲ「林産物検査吏員」ニ改ム

第一號様式中「林産物検査所長宛」トアルヲ「知事宛」ニ改ム

第二號様式中「林産物検査所ヨリ受入」トアルヲ「縣ヨリ受入」ニ改ム

◇鳥取縣令第四十三號

昭和十六年六月鳥取縣令第二十八號あべまき樹皮検査規則中左ノ通改正シ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第七條中「林産物検査所吏員」トアルヲ「林産物検査吏員」ニ改ム

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十七號

市 町 村 長
市町村組合管理者
町村組合管理者

今般市町村長ノ優遇並ニ自治功勞者ノ表彰ニ關シ勅令公布セラル

今ヤ未曾有ノ重大時局ニ際會シ時艱克服ノ爲地方自治ノ振作更張ニ俟ツ所洵ニ大ナリ政府ハ曩ニ地方制度ノ改正ヲ行

ヒ更ニ戰時公吏服務令ヲ定メ以テ時局ノ要請ニ即應セリトナリ期シタリ

今次勅令制定ノ旨趣ハ市町村自治ノ中心タル市町村長ニ付特ニ國家の優遇ノ制ヲ確立スルト共ニ廣ク市町村吏員等ノ自治功勞ニ對シ國家的表彰ノ途ヲ拓キ益々其ノ職務ニ淬勵セシメ以テ自治機能ノ十全ナル發揮ヲ期セントスルニ外ナラズ職ヲ市町村ニ奉ズル者克ク本令制定ノ本旨ニ鑑ミ益々皇國自治ノ神髓ニ徹シ一意専心奉公ノ誠ヲ效シ以テ國家ノ殊遇ニ應ヘンコトヲ期スベシ

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣訓令甲第十八號

市 町 村 長
地方事務所長

年次勤勞統計調査事務取扱手續左ノ通定ム

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

年次勤勞統計調査事務取扱手續

第一條 年次勤勞統計調査ノ事務ハ勤勞統計調査令、勤勞統計調査施行規則(以下規則ト稱ス)、勤勞統計調査施行心得(以下心得ト稱ス)ニ定ムルモノノ外手續ニ依リ取扱フベシ

第二條 規則第五條ノ規定ニ依ル所屬ノ決定ニ關シ關係市町村長ノ協議調ハザルモノアルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ當該事業體ノ所在地圖ヲ添ヘ關係市町村長連署ノ上(地方事務所長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ地方事務所長ヲ經テ)之ヲ知事ニ報告スベシ

第三條 市町村長ハ市町村吏員、町内會部落會ノ役員又ハ統計調査員等ノ中ヨリ勤勞統計調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ選定シ別記様式第一號ニ依リ毎年五月末日迄ニ(地方事務所長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ地方事務所長ヲ經テ)知事ニ内申スベシ

第四條 市長又ハ地方事務所長勤勞統計調査事務ノ執行ヲ指導セシムル爲勤勞統計調査指導員ヲ必要アリト認ムルトキハ職員其ノ他ノ者ノ中ヨリ適當ト認ムル者ヲ選定シ

別記様式第二號ニ依リ毎年五月末日迄ニ知事ニ内申スベシ

第五條 市町村長規則第三條ノ規定ニ依リ勤勞統計調査員ノ職務ヲ執行スル者ヲ選任シタルトキハ別記様式第一號ニ準ジ直ニ(地方事務所長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ地方事務所長ヲ經テ)知事ニ報告スベシ

第六條 市町村長規則第四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスルトキハ當該事業體ノ名稱又ハ世帯主ノ氏名及期間延長ノ事由ヲ具シ(地方事務所長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ地方事務所長ヲ經テ)知事ニ速報スベシ

第七條 市町村長心得第十七條ノ規定ニ依ル検査ヲ了ヘタルトキハ其ノ狀況ヲ別記様式第三號ニ依リ直ニ(地方事務所長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ地方事務所長ヲ經テ)知事ニ報告スベシ

第八條 本調査ニ要スル用紙其ノ他ノ印刷物ハ毎年知事ヨリ(地方事務所長ノ管轄區域内ノ町村長ニ對シテハ地方事務所長ヨリ)之ヲ市町村長ニ交付ス

第九條 市町村長調査用紙其ノ他ノ印刷物不足ノ爲之補

給ヲ受ケントスルトキハ既交付數、殘數、爾後ノ所要見込數ヲ具シ請求スベシ

第十條 市町村長ハ心得第二十四條ノ規定ニ依ル調査書類ヲ毎年七月二十五日迄ニ(地方事務所長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ地方事務所長ヲ經テ)知事ニ提出スベシ

附 則

本手續ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年五月鳥取縣訓令甲第十一號勞働技術統計調査事務取扱手續ハ之ヲ廢止ス

様式第一號

年 月 日

何市(何郡何町村)長氏 名

知 事宛

勤勞統計調査員内申ノ件

左記ノ者本市(町、村)勤勞統計調査員トシテ適當ト認メ候ニ付此段内申候也

Table with 5 columns: 擔當調査客體概數, 職業, 氏名, 生年月日, 住所, 履歴ノ概要, 備考

様式第二號

年 月 日

何市(地方事務所)長氏 名

知 事宛

勤勞統計調査指導員内申ノ件

左記ノ者本市(地方事務所)勤勞統計調査指導員トシテ適當ト認メ候ニ付此段内申候也

Table with 5 columns: 官職, 氏名, 生年月日, 住所, 履歴ノ概要, 備考

様式第三號

年 月 日
 何市(何郡何町村)長氏 名
 知 事宛

年次勤務統計準備調査結果ニ關スル件

標記ノ件年次勤務統計調査事務取扱手續第七條ニ依リ左記ノ通及報告候也

工業事業場	六月十日現在數	備	考
土石採取事業場			
交通事業場			
其ノ他ノ事業體			
世 帯			
計			

◇鳥取縣訓令甲第十九號

大正十五年八月鳥取縣訓令甲第二十號林產物検査施行手續中左ノ通改正シ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第五條中「支所長ニ届出テ補助ノ方法ヲ協議スヘシ」トアルヲ「地方事務所長ニ届出テ其ノ指揮ヲ受クヘシ」ト改ム

第六條中「支所長ヲ經テ林產物検査所長(以下検査所長ト稱ス)ニ進達スヘシ」トアルヲ「地方事務所長ヲ經テ知事ニ進達スヘシ」ト改ム

第七條中「支所長ヲ經テ検査所長ノ指揮ヲ受クヘシ検査吏員前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其旨支所長ニ報告スヘシ」トアルヲ「地方事務所長ヲ經テ知事ノ指揮ヲ受クヘシ検査吏員前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其旨地方事務所長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ」ト改ム

第八條中「支所長ヲ經テ検査所長」トアルヲ「地方事務所長」ト改ム

第十條第二項ヲ左ノ通改ム

前項ノ外用材ニ付テハ申告書検査年月日及別ニ定ムル證印ヲ證鑒ニ捺捺シ地方事務所長ニ提出シ申告者ニ對シテハ別ニ申告書ト契印シタル検査濟證ヲ交付スヘシ

地方事務所長前項ノ申告書ヲ検査吏員ヨリ受理シタルトキハ毎月分ヲ取纏メ翌月六日迄ニ知事ニ提出スヘシ

第十六條中「支所長ヲ經テ検査所長」トアルヲ「地方事務所長」ニ改ム

第十七條第一項及同項但書並第二項中「支所長」トアルヲ「地方事務所長」ニ第二項中「検査所長」トアルヲ「知事」ニ第三項中「其ノ都度支所長ヲ經テ検査所長ニ報告スヘシ」トアルヲ「其ノ都度地方事務所長ニ報告スヘシ」ト改ム

第十七條ノ次ニ左ノ六箇條ヲ追加ス

第十八條 林產物検査員ハ毎月三日迄ニ前月分ノ検査成績ヲ第一號様式ニ依リ地方事務所長ニ報告スヘシ地方事務所長ハ之ヲ取纏メ毎月六日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第十九條 林產物検査吏員ハ毎月左記事項ヲ翌月三日迄ニ

地方事務所長ニ報告スヘシ

一、勤務報告 第二號様式

第二十條 地方事務所ニハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

一、林產物検査成績簿 第三號様式

二、前號ノ外地方事務所長ニ於テ必要ト認メタル簿冊

第二十一條 林產物検査員駐在所ニハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ

一、日誌 第四號様式

二、文書收發簿

三、林產物検査簿 第五號様式

四、不要検査林產物報告綴

五、備品臺帳 第六號様式

六、消耗品受拂簿 第七號様式

七、前各號ノ外地方事務所長ニ於テ必要ト認メタル簿冊

第二十二條 林產物検査吏員ハ不要検査林產物ヲ點檢シタルトキハ三日以内ニ地方事務所長ニ報告スヘシ

第二十三條 地方事務所長ハ前年度ニ於ケル検査成績及検査ノ要領ヲ毎年五月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第二表 一般用材 月分(針葉樹)

材	計							
	スギ	マツ	ヒノキ	ヒバ	モツミガ	エトドマツ	カラマツ	其ノ他
素	石							
中	石							
大	石							
計	石							
製	板小	石						
	幅板	石						
	斜面板	石						
	厚板	石						
	盤小計	石						
	挽割	石						
	割中	石						
	割小計	石						
	挽角	石						
	平角小計	石						
其他	石							
計	石							

(註) 規格又ハ許可ニ依リ生産サレタルモノヲ謂フ
ル生産規格以外ノモノニシテ地方長官ノ定メタル
材種欄中其ノ他トハ用材規格規程第二十條ニ定ム

昭和 年 月 日提出
林産物検査員 駐在所

日提出

(第1號様式)

第一表 總括表 用材検査成績表 昭和年月分 鳥取縣

材	計														
	一般用材	押角	針用樹	バ用材	針用樹	坑用木	枕丸太	電柱用	腕丸木	樽丸材	辨用材	仕組板	造船用	材用	きり材
素															
針															
葉															
製															
樹															
素															
潤															
葉															
製															
樹															
素															
合															
材															
製															
材															
計															

(註) 1. 本表ハ第二表乃至第十四表ノ検査成績ノ總括表ナリ
2. 一般用材トハ用材規格規程ニ依リ検査シタルモノヲ謂フ(第二表第三表同様)
3. 石數ハ石未滿ヲ四捨五入スルコト(以下同様)

昭和 年 月 日提出
林産物検査員 駐在所

第五表 針葉樹パルプ坑木用材 月分

	スギ	マツ	ヒノキ	エゾマツ トドマツ 北海道産 カラマツ	カラマツ	其ノ他	計
パルプ	石	石	石	石	石	石	石
坑木							

第六表 杭丸太

	本數	材積
マツ	本	石
カラマツ		
エゾマツ		
トドマツ		
北海道産 カラマツ		
其ノ他		
計		

昭和
年
月

日提出

駐在所
林産物検査員

第七表 枕 木

		マツ	ヒノキ	ヒノキ	バク	リ	ナ	ラ	ブ	ナ	其ノ他	計
		本	石	本	石	本	石	本	石	本	石	本
並枕木	枕角											
	製材											
分岐枕木	枕角											
	製材											
橋梁枕木	製材											
合計	枕角											
	製材											
	計											

第三表

一般用材

(潤葉樹)

		素 材				製 材					計	
		小	中(乙)	大(甲)	計	板	盤	挽割	挽角	其他		
カン	丸太	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
	二ツ割											
	クヤキ											
	ヤチダモ											
	シホヂ											
	クス											
	クルミ											
	ナラ											
	ブナ											
	ミズメ、 ミネバリ											
	イス											
	タブ											
	キリ											
	其ノ他											
	計											

昭和
年
月

日提出

駐在所
林産物検査員

(註) 1. カン二ツ割ノ材種甲ハ大、乙ハ中ノ欄ニ夫々計上スルコト
2. 材種欄中、其ノ他トハ用材規格規程第三十條ニ定ムル生産規格以外ノモノニシテ地方長官ノ定メタル規格又ハ許可ニ依リ生産サレタルモノヲ謂フ

第四表 押 角

樹種	スギ	マツ	ヒノキ	其ノ他	計
材積	石	石	石	石	石

第十三表 造船用材

材種	素材			製材			合計
	小曲材	中曲材	大曲材	船板材	船角材	撥形材	
マツ							
スギ							
ヒノキ							
モミ、シカ							
ケヤキ							
カシ							
ナラ							
シホダ、ヤチダモ							
其他							
合計							

第十四表 きり材

種	素材			製材		合計
	丸太	二ツ割	四ツ割	板類	下駄材	
石						

(註) 1. 細丸太ノ材積ハ一本平均7.055石トシ數換算スルモノトス
 2. 下駄材ノ材積ハ一本平均7.12石トシ數換算スルモノトス

昭和 年 月

日提出

駐林産物検査員
在所

(第1號様式ノ2)

第八表 電柱用材 月分

加工ノ種類	材種							計	
	スギ	ヒノキ	ヒバ	カツ	マツ	エゾマツ	其ノ他	本	石
小柱	1								
	2								
	3								
中柱	1								
	2								
	3								
大柱	1								
	2								
	3								
合計	1								
	2								
	3								

昭和 年 月

日提出

第九表 腕木

材種	第一種	第二種	計
	本	本	本
ケヤキ			
ナラ			
ミズメ			
ブナ			
クリ			
其他			
計			

第十表 樽丸材

材種	第一種	第二種	第三種	第四種	計
	石	石	石	石	石
スギ					
其他					
計					

第十一表 辨用材

樹種	本	本
スギ		

第十二表 仕組板

樹種	材	積
スギ	ツ	石
モツ	ミガ	
エゾ	マツ	
トド	マツ	
其他		
計		

駐林産物検査員
在所

(第2 號樣式)

日	勤務地	檢査數量	執務要領
一日			
二日			
三日			
四日			
五日			
六日			
七日			
八日			
九日			
一〇日			
十一日			
十二日			
十三日			

駐在所林產物檢査員

一四日			
一五日			
一六日			
一七日			
一八日			
一九日			
二〇日			
二一日			
二二日			
二三日			
二四日			
二五日			
二六日			
二七日			
二八日			

鳥取縣

00005

(第7號様式)

品名

						年 月 日	備 品 臺 帳			
								受 入 數	返 納 數	現 在 數

鳥取縣

鳥取縣公報

第一千五百二十六號

昭和十九年五月十二日

(第三種郵便物認可)

一九

00004

(第5號様式)

注意

一、受發文書トモ件名ヲ記入ノ上件數記入ノコト
二、勤務上ニ於ケル要點ヲ詳細ニ記入ノコト

申告 件	月 日	申告 件	月 日	申告 件	月 日	申告 件	月 日	受文書		發文書	
								領要	務執	領要	務執
量數查檢	候天	量數查檢	候天	量數查檢	候天	量數查檢	候天				
	曜日		曜日		曜日		曜日				
止中查檢	務勤	止中查檢	務勤	止中查檢	務勤	止中查檢	務勤				
	勤		勤		勤		勤				
	大字 名		大字 名		大字 名		大字 名				
	巡 回		巡 回		巡 回		巡 回				
受文書	發文書	受文書	發文書	受文書	發文書	受文書	發文書				
領要	務執	領要	務執	領要	務執	領要	務執				

鳥取縣公報

第一千五百二十六號

昭和十九年五月十二日

(第三種郵便物認可)

一八

00012

支所、同検査員駐在所ノ名稱、位置及所轄區域中左ノ通改正ス

昭和十九年五月十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣林産物検査所鳥取支所、同倉吉支所、同米子支所、同銀雨支所ハ之ヲ廢止ス
名稱申「同……検査員駐在所」トアルヲ「鳥取縣林産物検査員……駐在所」ト改ム

彙報

行旅死亡人周知方ニ關スル件

管下石川郡澤田村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱候ニ付心當ノ向ハ直接同村長宛御照會相成様貴管下一般ニ周知方御取計相成度

記

- 一、本 籍 自稱福島縣信夫郡飯坂町戸中十綱七二
- 一、氏 名 神 野 德 次 郎

- 一、年 齡 七十二才 男
- 一、特 徴 丈五尺五分位面長瘦形鼻大ニシテ高シ
頭髮五分刈鼻下鬚アリ顎鬚濃シ

一、着衣携帶品 赤格子縞袴及セル單衣一枚縞木棉二ツ
打財布五十錢アルミ貨一個在中

一、死亡ノ場所 石川郡澤田村大字澤井字小金石六二
渡邊ハツ方

一、死亡ノ日時 昭和十九年四月十六日午後二時

行旅死亡人周知方依頼ノ件

管下名西郡下分上山村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ヒタル旨届出有之候條心當リノ向ハ直接同村長宛御照會相成様貴管下一般ニ周知方可然御配意相煩度此段及依頼候也

記

- 一、發見場所 名西郡下分上山村大字左右内 中村豊一所有山林内藥師堂

00013

二、死亡人住所、氏名、年齢

大阪市北河内郡枚方町大字星岡山田清太郎推定六十才
右ハ本人所持納經簿ニ記載アリタルモノナルモ其後枚方村長ニ照會セシ所該當ナキ旨回答アリタル

- 三、人相、面長ニシテ色黒、中肉身長五尺一、二寸
頭髮五分刈

四、死亡年月日 昭和十九年三月二十七日午前五時頃

五、病 名 腦溢血

六、着 衣 從縞袷茶色腹巻ヲナン黒帶地下足袋ヲ着ス

七、所持金 金貳拾貳圓四十五錢

八、所持品 墓口、印型、笠

行旅死亡人周知方依頼ノ件

管下生駒郡郡山町長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱候ニ付心當リノ向ハ直接當該町長宛御照會相成様貴管下一般ニ周知方御取計相成度

記

- 一、本籍、住所 不詳

男 氏名不詳 推定年齢二十一才位

一、死者ノ人相

身長五尺三寸位 中肉丸顔 頭髮五分刈

其ノ他普通一見半島生レ元職人風

一、着衣並ニ携帶品

黒色ジャンパー作業ズボンメリヤス襦袢合申又革帶ヲ
シメ文化下駄ヲ履ク携帶品ナン

一、死亡ノ場所

生駒郡郡山町大字北郡山瓦斯タンク東方約二十間麥畑
地内

一、死亡ノ年月日時

昭和十九年三月二十四日午後五時頃